

# 簡易合併公告

平成 27 年 5 月 22 日

株主及び債権者 各位

東京都千代田区六番町 2 番地  
日本アジアグループ株式会社  
代表取締役 山下 哲生

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、平成 27 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、日本アジアホールディングズ株式会社（東京都千代田区六番町 2 番地、代表取締役：山下哲生）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。これにより、当社は、日本アジアホールディングズ株式会社の権利義務を全て承継して存続し、日本アジアホールディングズ株式会社は解散することとなりましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定しております。

## 記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨お申し出ください。
2. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。
3. 本合併当事会社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（当社）

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（日本アジアホールディングズ株式会社）

日経産業新聞

掲載日付 平成 26 年 6 月 27 日

掲載頁 23 頁

以上